

#### 4 特別室料（差額ベッド代）について

相談内容	肺炎で緊急入院したが、特別室しか空室がなく2～3日特別室にいた。仕方なく入室したのに特別室料を支払わないといけないのか。（同意書には署名している。）
セ ら ン の タ 助   言 か	緊急入院で動揺している中で、同意書に署名した家族の思いを傾聴しながら、特別室料を徴収してはならない場合の基準について説明した。 同意書に署名はしているものの、病院とよく話し合ってみることを勧めた。
よ り た 良 め い の 医 療 案 の	<p>【医療機関に向けて】</p> <p>特別室料徴収については、徴収してはならない場合の基準を職員へ周知するとともに、徴収が必要な場合には患者・家族に対しても十分説明し納得を得てください。</p> <p>【県民・患者に向けて】</p> <p>個室は特別の環境に当たるため、通常保険外負担で特別室料がかかります。ただし、状況によっては特別室料を徴収してはならない場合もあります。入院費用全般について疑問がある場合は、病院に確認し説明を求めてください。</p>
参 考	<p>「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」（平成18年3月13日付け保医発0313003号（最終改正：令和2年3月5日付け保医発0305第5号））</p> <p>※ 保険医療機関が患者に特別療養環境室を提供する場合、以下の事項を行わなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分かりやすい揭示（特別療養環境室のベッド数・場所・料金）</li> <li>・ 患者側への明確かつ懇切丁寧な説明</li> <li>・ 患者側の同意の確認（料金等を明示した文書に患者側の署名を受ける）</li> </ul> <p>※ 特別療養環境室に係る費用（差額ベッド代）の負担を患者に求めてはならない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 患者側の同意について保険医療機関が同意書で確認を行っていない場合</li> <li>・ 「治療上の必要」により特別療養環境室に入院した場合</li> <li>・ 病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院することとなった場合であって、実質的に患者の選択によらない場合</li> </ul>